

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2 号 令和 4 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第 1 0 号 令和 5 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 1 1 号 令和 5 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 2 5 号 岩国市犯罪被害者等支援条例

議案第 3 8 号 装束ポンプ場改修工事請負契約の一部変更について

議案第 3 9 号 黒磯地区いこいと学びの交流テラス造成工事請負契約の一部変更について

議案第 4 2 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 4 3 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

議案第 4 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

以上 7 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 1 0 号 令和 5 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の総務管理費の庁舎等管理費に関し、

委員中から、「議会、委員会あるいはその他の調査業務などで来庁するたびに、市民憲章が刻まれている石碑を目にするが、石に刻むことは非常に重い意味があると考え。このことについて、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「市民憲章が石碑に刻まれていることの意味については、単に紙に記したものと違い、普遍的であるという気持ちを表していると感じており、この憲章が掲げる理念を市民の皆様の心の中に長くとどめていただきたいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市民憲章は、様々な行事などで広く市民が唱和するものであり、そこには石に刻むような気持ちで受け止めていただきたいという思いがあることを確認した。その市民憲章の 2 番目には、「守りたいもの それは 豊かで美しい自然」とあるが、岩国市において、太陽光発電等の事業による大規模な自然破壊が問題となっている。再生可能エネルギーは国が推進している事業であり、国や県の方針が示されているかもしれないが、岩国市の自然をいかに守っていくかは重要なことであり、当事者として、市民憲章を踏まえたメッセージを打ち出すべきではないか」との質疑があり、

当局から、「岩国市の大事な自然を守っていくという気持ちを、条例という形で具体的に表していきたいと考えている」との答弁がありました。

続いて、総務費の総務管理費の企画費の飛行艇ミュージアム（仮称）誘致事業に関し、

委員中から、令和5年度の取組内容について質疑があり、

当局から、「昨年の夏に、こども飛行艇教室を開催し、飛行艇ミュージアムの誘致に関する取組や自衛隊の活動内容を紹介したり、US-2の体験搭乗などを行っており、令和5年度においても引き続き取り組んでいきたいと考えている。また、そのほかの取組についても、商工会議所や海上自衛隊などと協議しながら考えていきたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「何年も前から状況が変わっておらず、本来誘致の手段であるこども飛行艇教室を実施すること自体が、目的化してしまっているのではないか。あくまで誘致が目的であり、具体的にどのように誘致につなげるかということこそが重要である。例えば、4月に再開される岩国航空基地フレンドシップデーなどを活用して、飛行艇ミュージアムを誘致していることを大々的に周知するなど、誘致に向けた取組がほかにもあるのではないか」との質疑があり、

当局から、「誘致に向けた取組として、機運の醸成と要望活動の2つを行っている。機運の醸成については、マンネリ化することがないように、フレンドシップデーなどの機会を捉えてアピールするなど、全庁的に取り組んでまいりたい。また、国などへの要望活動については、今後も市長を中心に、議員の皆様や、経済界、自衛隊の関連団体などの協力もいただきながら、官民を挙げて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「岩国市の財政運営の中に、基地に依存する体質が含まれているので、予算については反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。